(平成26年3月31日公表)

高松市監查委員告示第12号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の 通知があったので、地方自治法第252条の38 第6項の規定により公表します。

平成26年3月31日 高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔 (やました みのる)

井上 孝志(いのうえ たかし)

落合 隆夫(おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監查事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松



087 - 839 - 2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

【包括外部監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.3.31

措置 通知 No.	監査年度	テーマ	報告書 該当 ページ	区分 ※	所管部局	H20.3.3 I 措置 通知日
No. 1	H13	公共施設の維持管理 コスト分析	P87	指摘	創造都市推進局 産業経済部 中央卸売市場業務課	H26.1.30
No.2			P144 P278	指摘		
No.3			P143 P278	意見		
No.4			P144 P278	意見		
No.5			P144 P278	意見		H26.3.4
No.6			P144 P278	意見	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課	
No.7	H24	高松市の関連諸団体	P145 P278	意見		
No.8	1 124	同位1100周廷品凹件	P145 P278	意見		
No.9			P146 P278	意見		
No.10			P147 P278	意見		
No.11			P148 P278	意見		
No.12			P148 P278	意見		
No.13			P148 P278	意見		
No.14			P147 P166	意見		
No.15	H24	高松市の関連諸団体	P147 P166	意見	市民政策局 市民課	H26.3.7
No.16			P148 P166	意見		
No.17	⊔ Ω4	京松本の関本諸母は	P147 P200	意見	総務局	H26.3.17
No.18	H24	高松市の関連諸団体	P148 P200	意見	情報政策課	1720.3.1 <i>1</i>

※指摘 ・・・ 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 ・・・ 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

措置通知No.

No. 1

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成13年度		公共施設の維持管理コスト分析
区分	■指摘 □意見		
指摘・意見の 項目	採算ラインを明確化し,人件費および管理費は使用料収入で賄うべきもの		
内容	人件費と管理費(業者負担光熱水費控除後)については使用料で賄うのが望ま しい。収入減少傾向にあるため一層のコスト削減が今後とも必要である。		
報告書該当ページ	87ページ		
報告書へのリンク	http://www.citv.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf		

措置通知日	1日 平成26年1月30日			
所管部局	創造都市推進局 産業経済部 中央卸売市場業務課			
措置結果	監査結果報告を受け、平成18年4月7日付けをしていたが、平成25年度に入り、課内におい下の結論となった。 ①当市場における採算ラインについては、繰入金であるか否かで判断することとした。 ②人件費および管理費が使用料収入で賄われてい26年度予算編成から、予算資料内に確認する項目	いて指摘内容を検討した結果,以 の額が公営企業繰出金の基準内 いるかどうかを確認するため,		

措置通知No.

No.2

包括外部監査	査における指抗	商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	■指摘 □意見		
指摘・意見の項目	支出手続を分	掌すべきもの	(高松市文化財保護協会)
内容			ち,事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入 る団体が極めて多い。
報告書該当ページ	P144 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

措置通知日	平成26年3月4日		
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課		
措置結果	高松市文化財保護協会処務規程を平成25年4月25日に開催された高松市文 化財保護協会総会において制定,同日から施行し,支出手続きの分掌を行った。		

措置通知No.

No.3

包括外部監査	査における指摘	商または意見	
監査テーマ 平成24年度		4年度	高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに,補助要綱を定めて運用することについて (高松市文化財保護協会)		
内容	件数が極めて多いためにとりまとめを行う必要がある,助成金の交付対象の選定も団体が行う必要があるなど,合理的な理由がなければ市から直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。 団体から補助を行う際にも,補助対象の選定と補助内容が団体の目的及び市補助の目的に沿い,実施結果の検査も含めて適正に行われるよう,簡単なものでも補助要綱を定めて運用することが望まれる。		
報告書該当ページ	P143 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

措置通知日	平成26年3月4日	
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課	
措置結果	包括外部監査後、課および協会内で検討した組域に根ざした分会活動が活発になるということはの活性化につながるという結論に達し、平成25財保護協会総会において、引き続き国分寺分会・と決定された。 また、補助の根拠規定として、同日、高松市文た。(関連条項は同規程第5条)	は、本体の高松市文化財保護協会 年4月25日開催の高松市文化 牟礼分会の事業推進をすること

措置通知No.

包括外部監査	査における指抗	商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘 ■意見		
指摘・意見の項目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて (高松市文化財保護協会)		
内容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。		
報告書該当ページ	P144 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	指摘または意見に対する措置						
措置通知日	平成26年3月4日						
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課						
措置結果	平成24年10月から事務局担当職員が預金通帳を管理し、印鑑の管理者である係長が支払承認時に押印することとし、収納事務を改善した。						

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	支出伺の標準様式を作成し,支出担当者以外の承認を得ることについて (高松市文化財保護協会)		
内容	多くの団体では、市の書式に準じた支出伺が作成され、これに請求書等の証憑を添えて、上長の承認を得たうえで出金処理しているが、事務を担当する市の職員が、会計処理も支払も全て1人で行っている団体や、支払の承認は受けているが、承認を受けた証跡が残されていない団体も散見される。 領収書等の証憑により確認出来る事項は、支払の根拠となる何らかの購買が誰かによって行われたという事実であり、領収書の宛名が団体名であることだけは充分ではない。むしろ、金額だけの領収書より、無記名のレシートの方が購買内容の詳細が表示され、支出内容を示す場合もある。		
報告書該当ページ	P144 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置	_
措置通知日	平成26年3月4日	
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課	
措置結果	平成24年10月から支出伺の様式を作成し, う改めた。	支出担当者以外の承認を得るよ

措置通知No.

包括外部監査	査における指抗	商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘 ■意見		
指摘・意見の項目	預金からの支 することについ		合は,合計額で入金・出金し,支払明細表を保管 (高松市文化財保護協会)
内容			公う件数が多数になる場合は,合計額で入金又は 細表を保管することで足りると思われる。
報告書該当ページ	P144 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置	_
措置通知日	平成26年3月4日	
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課	
措置結果	平成24年10月から合計額で入金・出金し、 た。	支払明細表を保管するよう改め

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて (高松市文化財保護協会)		
内容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者(立替者)を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。		
報告書該当ページ	P145 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

}	指摘または意見に対する措置				
挂	昔置通知日	平成26年3月4日			
Ē	所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課			
‡	措置結果	平成24年10月から精算する	る様式に改めた。		

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて (高松市文化財保護協会)		
内 容	納品や実施後の検収は,支払承認と同様に,発注書に基づき,事務処理担当者 以外により行われることが望まれる。		
報告書該当ページ	P145 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置	_	
措置通知日	平成26年3月4日		
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課		
措置結果	平成24年10月から事務処理担当者以外が検収するよう改めた。		

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について (高松市文化財保護協会)		
内容	会費・負担金などの入金時の処理は、①領収書を発行する②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する③領収書は、あらかじめ連番を付すという3点を原則とする必要がある。また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書(欠席会員分など)と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書をそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。		
報告書該当ページ	P146 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置			
措置通知日	平成26年3月4日			
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課			
措置結果	平成24年10月から連番複写 ル化を行った。]するよう改め,	照合手続のルー	

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見				
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体	
区分	口指摘	■意見		
指摘・意見の項目	総会・理事会	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について (高松市文化財保護協会)		
内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするために も、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を 選定して、署名を受けることを原則とするべきである。			
報告書該当ページ	P147 P278			
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf			

指摘また	は意見に対する措置			
措置通知日	平成26年3月4日			
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課			
措置結果	平成25年4月25日開催の,高松市文化財保護協会総会から,議事録を作成し,監事が署名することに改めた。			

措置通知No.

No.11

包括外部監査における指摘または意見		商または意見		
監査	テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
X	分	□指摘	■意見	
	• 意 見 項 目	監事監査のチェックリストを作成し,必要事項の監査を受けることについて (高松市文化財保護協会)		
内	容	ほとんど全ての団体で、監事監査が行われていたが、実施された監査の証跡は残されていない団体が多い。市の職員の実施する事務については、市で一定の基準を設け、それに基づいて実施されることが望まれるが、監査についても、一定水準のチェックが実施されなければ、市職員の行う事務の責務が証明されない。 監事に実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。		
	書該当	P148 P278		
報告	_	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

措置通知日	平成26年3月4日	
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課	
措置結果	平成25年4月2日実施の事務監査から,事務 るよう改めた。	監査項目一覧を使用して監査す

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見		*************************************	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事および会の意思決定機関への確認について (高松市文化財保護協会)		
内容	監事監査の報告のほとんどは、署名のうえ、個人印が押印されたものを印刷配布している。高松市の情報公開の取り扱いによると、公務員等以外の者の印影は公開していない。 市の文書の取り扱いとの整合性を考えれば、監事の監査についても、署名押印された監査報告書を保管のうえ、記名と⑪記号を記載した監査報告書を配布する方法も考えられる。 また、配布先は会員・構成員に限定されることから、監査が実際に行われたことを知らせるためにも、署名押印のものを配布するべきとの考え方もある。 監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名⑪等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。		
報告書該当ページ	P148 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsuhoukatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置		
措置通知日	平成26年3月4日		
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課		
措置結果	監査報告の監事の署名印影については、原本保管の上、記名と印記号を記載 たものを配布することについて、理事会および総会で承認を得て平成25年度 ら実施するよう改めた。		

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見		商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の項目	団体の規定と	団体の規定として処務規程を定めることについて (高松市文化財保護協会)	
内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体 事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。		
報告書該当ページ	P148 P278		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置	
措置通知日	平成26年3月4日	
所管部局	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課	
措置結果	高松市文化財保護協会処務規程を平成25年4月25日に開催された高松市文化財保護協会総会において制定し、同日から施行した。	

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見		商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	総会・理事会	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について (香川県外国人登録事務協議会)	
内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では,事務処理の根拠を明確にするために も,総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し,参加者のうちから署名人を 選定して,署名を受けることを原則とするべきである。		
報告書該当ページ	P147 P166		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置	
措置通知日	平成26年3月7日	
所管部局	市民政策局 市民課	
措置結果	平成25年3月25日開催の香川県外国人登録 て,香川県外国人登録事務協議会の解散等および 面表決の議事録を作成した。	

措置通知No.

No.15

包括外部監査における指摘または意見		商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の項目	財産目録,基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成すること について (香川県外国人登録事務協議会)		
内 容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。 少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。		
報告書該当ページ	P147 P166		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

措置通知日	平成26年3月7日	
所管部局	市民政策局 市民課	
措置結果	平成24年度決算から,基本情報の注記を掲載	ばした計算書類を作成 <i>し</i> た。

措置通知No.

No.16

包括外部監査における指摘または意見		商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	監事監査のチ	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて (香川県外国人登録事務協議会)	
内容	ほとんど全ての団体で、監事監査が行われていたが、実施された監査の証跡は 残されていない団体が多い。市の職員の実施する事務については、市で一定の基 準を設け、それに基づいて実施されることが望まれるが、監査についても、一定 水準のチェックが実施されなければ、市職員の行う事務の責務が証明されない。 監事に実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示 し、必要事項の監査を受けることが望まれる。		
報告書該当ページ	P148 P166		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu.houkatsu24/ho220b.pdf		

措置通知日	平成26年3月7日	
所管部局	市民政策局 市民課	
措置結果	平成25年3月末に行った監査時に,監事に実 クリストを作成し,必要事項の監査を受けた。	たんてもらうべき項目のチェッ

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	総会・理事会	などの決定機関の	の議事録の作成と署名について (高松市統計調査員協議会)
内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では,事務処理の根拠を明確にするために も,総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し,参加者のうちから署名人を 選定して,署名を受けることを原則とするべきである。		
報告書該当ページ	P147 P200		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘また	は意見に対する措置	
措置通知日	平成26年3月17日	
所管部局	総務局 情報政策課	
措置結果	平成25年12月24日開催の,高松市統計調査員 作成し,議事録署名人が署名することに改めた。	員協議会理事会から、議事録を

措置通知No.

包括外部監査における指摘または意見		商または意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の項目	団体の規定と	団体の規定として処務規程を定めることについて (高松市統計調査員協議会)	
内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体 事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。		
報告書該当ページ	P148 P200		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置		
措置通知日	平成26年3月17日	
所管部局	総務局 情報政策課	
措置結果	処務規程の作成について,平成25年12月24日開催の高松市統計調査員協議会理事会で報告し,平成26年1月21日付けで同協議会長決裁のうえ,平成26年4月1日から施行することとした。	